

福井県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

平成12年 6月 1日改正
平成17年 4月 1日改正
平成17年 6月23日改正
平成18年 6月19日改正
平成20年11月19日改正
平成23年 5月17日改正
平成26年 4月 1日改正
平成29年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、福井県（以下「県」という。）における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の事務処理に関し必要な手続等を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「店舗面積」とは、法第2条第1項において定義する店舗面積をいう。

2 この要綱において「大規模小売店舗」とは、法第2条第2項において定義する大規模小売店舗をいう。

3 この要綱において「立地市町」とは、大規模小売店舗の所在地の属する市町をいう。

4 この要綱において「近隣市町」とは、原則として、店舗面積3千平方メートル未満の大規模小売店舗にあっては当該店舗を中心とする半径1キロメートルの範囲、店舗面積3千平方メートル以上の大規模小売店舗にあっては当該店舗を中心とする半径2キロメートルの範囲内にその行政区域が含まれる市町のうち、立地市町を除くものをいう。

(事前説明)

第3条 県は、大規模小売店舗を設置または設置しようとする者（以下「設置者」という。）が法第5条第1項、法第6条第2項または法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ当該届出に係る内容についての説明をするよう求めるものとする。

2 県は、設置者に対し、前項の説明を行う場合には、大規模小売店舗出店概要書（様式第1号）に必要な図面等の書類を添え、15部を提出するよう求めるものとする。ただし、正本1部を除き、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下、同じ。）の提出に代えることができる。

3 県は、設置者に対し、あらかじめ当該届出に係る内容について立地市町に説明するよう求めるものとする。

4 県は、必要があると認める場合には、立地市町と協議の上、設置者に対し、当該届出に係る内容について近隣市町等に説明するよう求めるものとする。

(軽微な変更)

第4条 設置者は、法第6条第2項の規定による届出を行う場合であって、法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更の適用を受けようとする場合は、届出をしようとする1月前までに、県に対し、軽微変更の同意要望書（様式第2号）を提出するものとする。

2 県は、前項の申請書の提出があったときは、立地市町と協議の上、同意または不同意のいずれかを決定し、設置者に対し、様式第3号により通知するものとする。

(届出書の提出部数)

- 第5条 設置者は、法第5条第1項、法第6条第2項、法第8条第7項、法第9条第4項または法附則第5条第1項の規定による届出を行う場合は、届出書に、別に定める「大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領」に基づき作成した書類を添え、正本1部、写し20部を提出するものとする。
- 2 設置者は、法第6条第1項の規定による届出を行う場合は、正本1部、写し13部を提出するものとする。
- 3 設置者は、法第6条第5項または法第11条第3項の規定による届出を行う場合は、正本1部、写し8部を提出するものとする。
- 4 前3項の規定に基づき提出する場合、写しの提出部数については、電磁的記録の提出に代えることができる。

(市町への送付)

- 第6条 県は、前条第1項または第2項の届出があったときは、立地市町および近隣市町に対し、様式第4号に届出書の写し2部を添えて送付し、縦覧を依頼するものとする。
- 2 県は、前条第3項の届出があったときは、立地市町および近隣市町に対し、様式第5号に届出書の写し1部を添えて送付するものとする。

(公告および縦覧)

- 第7条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項および法第9条第5項において準用する場合を含む。)、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項および法第9条第3項の規定による公告は、様式第6号から様式第14号により福井県報に登載して行うものとする。
- 2 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項および法第9条第5項において準用する場合を含む。)、法第8条第3項および法第8条第6項の規定による縦覧は、次に掲げる場所において行うものとする。
- (1) 福井県産業労働部産業政策課
- (2) 立地市町が敦賀市、美浜町または平成17年3月30日現在における三方町であるときは、福井県会計局会計課二州会計室
- (3) 立地市町が小浜市、高浜町、おおい町または平成17年3月30日現在における上中町であるときは、福井県会計局会計課若狭会計室
- (4) 立地市町長および近隣市町長の指定する場所

(説明会の開催等)

- 第8条 法第7条第1項の規定による説明会を開催する者(以下「説明会開催者」という。)は、当該説明会を原則として1回開催するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、県は、必要があると認める場合には、立地市町および近隣市町と協議の上、3回を上限として説明会の回数を決定し、説明会開催者に対し、様式第15号により通知するものとする。この場合、説明会開催者は、説明会を当該通知により指定された回数を開催するものとする。
- 3 説明会開催者は、法第7条第2項の規定による公告を、原則として、店舗面積3千平方メートル未満の大規模小売店舗に係る届出を行った場合には当該店舗を中心とする半径1キロメートルの範囲、店舗面積3千平方メートル以上の大規模小売店舗に係る届出を行った場合には当該店舗を中心とする半径2キロメートルの範囲内に居住する者を対象として、次の各号のうちいずれか一に該当する方法により行うものとする。
- (1) 上記の範囲内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に掲載すること
- (2) 上記の範囲内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙にちらしの折り込み広告すること
- (3) ちらしを戸別に配布すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、説明会開催者が事前に県に意見を求め、県が立地市町および近隣市町と協議の上、適切と認める方法
- 4 前項の規定にかかわらず、県は、必要があると認める場合には、立地市町および近隣市町と協議の

上、説明会開催者に対し、前項に規定する範囲を上回る範囲または下回る範囲に居住する者を対象として公告を行うよう求めるものとする。

- 5 県、立地市町および近隣市町は、説明会開催者に対し、開催日時および場所について助言できるものとする。
- 6 県は、説明会開催者に対し、説明会の開催を予定する日の1週間前までに、当該説明会の開催予定について説明会開催予定報告書（様式第16号）により報告するよう求めるものとする。
- 7 説明会開催者は、説明会の参加者に対し、参考となる資料を配布するなど、届出および添付書類の内容を周知させるための適切な方法を用いて説明を行うものとする。
- 8 県は、説明会開催者に対し、説明会開催後2週間以内に、当該説明会の開催実績について説明会開催実績報告書（様式第17号）により報告するよう求めるものとする。
- 9 第6項および第8項の規定に基づき報告を求められた説明会開催予定報告書および説明会開催実績報告書については、書面での提出のほか、電子メールおよびファクシミリでの発送により、県に報告することができる。

（説明会を掲示に代える場合）

- 第9条 説明会開催者は、法第6条第2項の規定による届出を行う場合であって、法施行規則第11条第2項の規定により説明会を届出等の要旨を掲示することにより行おうとする場合は、届出しようとする1月前までに、県に対し、説明会を掲示に代えることの同意要望書（様式第18号）を提出するものとする。
- 2 県は、前項の申請書の提出があったときは、立地市町および近隣市町と協議の上、同意または不同意のいずれかを決定し、説明会開催者に対し、様式第19号により通知するものとする。
 - 3 説明会開催者は、前項の同意の通知があった場合は、当該届出後すみやかに様式第20号の掲示を当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に掲げ、法第6条第3項において準用する法第5条第3項に規定する縦覧の期間が終了するまで掲示を続けるものとする。

（説明会を開催することができない場合）

- 第10条 説明会開催者は、法第7条第4項の規定により説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することができないことが判明後すみやかに、県に対し、説明会を開催することができない事由の同意要望書（様式第21号）を提出するものとする。
- 2 県は、前項の申請書の提出があったときは、立地市町および近隣市町と協議の上、同意または不同意のいずれかを決定し、説明会開催者に対し、様式第22号により通知するものとする。
 - 3 説明会開催者は、前項の規定による同意の通知があった場合は、法第7条第4項の規定による届出等の内容の周知を、第8条第3項に規定する公告の範囲と同じ範囲内に居住する者を対象として、次の各号のうちいずれか一に該当する方法により行うものとする。
 - (1) 上記の範囲内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に掲載すること
 - (2) 上記の範囲内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙にちらしの折り込み広告すること
 - (3) ちらしを戸別に配布すること
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、説明会開催者が事前に県に意見を求め、県が立地市町および近隣市町と協議の上、適切と認める方法

（市町への通知および意見の照会）

- 第11条 県は、法第5条第3項（法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告を行ったときは、立地市町に対し、様式第23号によりその旨を通知するとともに意見を照会するものとする。
- 2 県は、当該届出に係る大規模小売店舗の立地が近隣市町の行政区域内の地域の生活環境に与える影響が大きいと認める場合は、法第8条第1項の規定による市町の意見を、当該近隣市町に対し照会するものとする。
 - 3 県は、前2項の規定による意見書の提出があったときは、立地市町および近隣市町に対し、様式第

24号に意見書の写し1部を添えて送付し、縦覧を依頼するものとする。

(地域住民の意見等)

第12条 法第8条第2項に規定する意見書の提出は、様式第25号または次の各号に掲げる事項を記載した書面を用いることとし、郵送のほか、電子メールまたはファクシミリでの発送により提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 意見書を提出する者の電話番号および法人にあっては担当者の氏名
 - (3) 当該意見書を縦覧に供するにあたって前2号に掲げる事項(以下「氏名等」という。)を公開とする希望の有無
 - (4) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (5) 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- 2 前項の意見書は、福井県産業労働部産業政策課あてに郵送または持参により提出するものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の意見書について準用する。
- 4 法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供するにあたっては、原則として氏名等は公開とする。ただし、意見書を提出する者が書面により氏名等の公開を希望しない旨を申し出た場合には、この限りでない。

(県の意見等)

第13条 県は、法第8条第4項の規定による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合は、設置者に対し、様式第26号により当該意見を述べるものとする。

- 2 県は、前項の規定により意見を述べた場合には、立地市町および近隣市町に対し、様式第27号に県が述べた意見の写し1部を添えて送付し、縦覧を依頼するものとする。
- 3 県は、法第8条第4項の規定による意見を有しない旨の通知は、設置者に対し、様式第28号により行うものとする。
- 4 県は、前項の規定により意見を有しない旨の通知を行った場合には、立地市町および近隣市町に対し、様式第29号によりその旨を通知するものとする。
- 5 設置者は、法第8条第7項の規定による届出を変更しない旨の通知は、県に対し、様式第30号により行うものとする。

(県の勧告等)

第14条 県は、法第9条第1項の規定による市町の意見は、立地市町に対し、様式第31号により照会するものとする。

- 2 県は、当該届出に係る大規模小売店舗の立地が近隣市町の行政区域内の地域の生活環境に与える影響が大きいと認める場合は、法第9条第1項の規定による市町の意見を、当該近隣市町に対し照会するものとする。
- 3 県は、法第9条第1項の規定による勧告は、設置者に対し、様式第32号により行うものとする。
- 4 県は、法第9条第3項の規定による通知は、立地市町および近隣市町に対し、様式第33号により行うものとする。

(公表等)

第15条 県は、法第9条第7項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ設置者の意見を聴取するものとする。ただし、設置者が正当な理由なく意見聴取に応じなかったとき、または、設置者の所在が不明であるときはこの限りでない。

- 2 法第9条第7項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 様式第34号により福井県報に登載すること
 - (2) 報道機関へ情報提供すること
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県が適切と認める方法

3 県は、前項の公表を行った場合には、設置者に対し様式第35号により、ならびに、立地市町および近隣市町に対し様式第36号より通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。